政　令

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

3　法第五条第一項の政令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第一条の三第一項の表風しんの項中「一　二　五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの」とあるのは、「一　生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者　二　五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの　三　昭和三十七年四月二日から昭和五十四年四月一日までの間に生まれた男性」とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　根本　匠

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第九号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の三の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月一日

厚生労働大臣　根本　匠

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
第十五条　（略）	**第十五条**　（略）
（新設）	**第十六条**　令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第二条中「五　麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者」とあるのは、「五　麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者　二　風しんに係る予防接種の対象者（令附則第三項の規定による読替え後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する者に限る。）にあっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」と、同条第九号中「第二号から第六号まで」とあるのは、「第二号から第六号まで（第五号の二を除く。）」とする。

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（施行期日）	（施行期日）
第一条　（略）	**第一条**　（略）
（削る）	（麻しん及び風しんの第三期予防接種） **第二条**　令附則第二項において読み替えて適用する令第一条の三第一項（以下「読替え後の令第一条の三第一項」という。）の規定による麻しんの第三期の予防接種は、乾燥弱毒生麻しんワクチン又は乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。